入　札　説　明　書

調達内容等件名　　広島市水道局基町庁舎で使用する電気

公　　告　　日　　令和６年１２月１９日
（広島市報調達号外７５４号）

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成７年政令第３７２号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

１　　契約者

２　　契約担当部局

３　　調達内容

４　　競争入札参加資格

５　　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

６　　一般競争入札参加資格確認通知

７　　競争入札参加資格の喪失

８　　契約条項を示す場所等

９　　入札の方法

１０　開札

１１　その他

契約書（案）及び仕様書

別紙１　令和５年度最大使用電力日における負荷曲線

別紙２　令和６年度最大使用電力日における負荷曲線

別紙３　使用予定電力量及び実績

別紙４　日別・時間別使用電力量の実績

別添　　一般競争入札参加資格確認申請書

入札参加資格の確認に係る納税証明について

入札書（指定様式）

入札附属書

委任状

仕様書等に関する質問書（指定様式）

入札書等の提出について

１　契約者

広島市

２　契約担当部局

〒７３０－００１１

広島市中区基町９番３２号

広島市水道局財務課契約係

電話　０８２－５１１－６８２６（直通）

３　調達内容

⑴　調達等件名及び数量

広島市水道局基町庁舎で使用する電気

予定使用電力量　１，４９０，０００ｋＷｈ（１年間）

⑵　履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

⑶　契約期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで(地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約)

⑷　履行期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで（１年間）

⑸　履行場所

広島市水道局基町庁舎

広島市中区基町９番３２号

４　競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市水道局契約規程第４条の規定に該当しない者であること。

⑵　広島市競争入札参加資格の「令和５・６・７年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「１６－０１　電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア　申請期間

入札公告の日から令和７年１月１６日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成３年条例第４９号）第１条第１項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前８時３０分から午後５時まで。

イ　申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-0011　広島市中区基町９番３２号

広島市水道局財務課契約係

電話　０８２－５１１－６８２６（直通）

ウ　申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ　申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑶　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

⑷　入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

５　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格確認申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

⑴　一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ（https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/）の「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和７年度案件」（以下、同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア　交付期間

入札公告の日から令和７年１月２２日（水）までの市の休日を除く午前８時３０分から午後５時まで。

イ　交付場所

前記２（契約担当部局）に同じ。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア　提出期間

前記⑴アに同じ。

イ　提出場所

前記２（契約担当部局）に同じ。

ウ　提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後５時までに必着させること。

６　一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

７　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記４の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

８　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、次により交付する。

ア　交付期間

入札公告の日から令和７年１月２９日（水）までの市の休日を除く毎日の午前８時３０分から午後５時まで

イ　交付場所

前記２（契約担当部局）に同じ

⑵　入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前記⑴ア及びイにより交付する。

⑶　仕様書等に関する質問

ア　仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前記⑴ア及びイにより交付する。

(ｱ)　提出期間

入札公告の日から令和７年１月１６日（木）までの市の休日を除く毎日の午前８時３０分から午後５時まで。

(ｲ)　提出場所及び問合せ先

〒７３０－００１１

広島市中区基町９番３２号

広島市水道局企画総務課

電話　０８２－５１１－６８０６（直通）

(ｳ)　提出方法

郵送(配達証明付書留郵便)又は持参とする。

イ　前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ｱ)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

９　入札の方法

⑴　入札書の提出場所

前記２（契約担当部局）に同じ。

⑵　入札書及び入札附属書の提出期限

令和７年１月２９日（水）の午後５時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和７年１月２９日（水）の午後５時までに必着させること。

⑶　入札書及び入札附属書の作成方法等

ア　入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ　入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ　入札書（指定様式）の記載項目

(ｱ)　入札書第何回

(ｲ)　年月日「令和７年１月〇〇日」（提出日を記入すること。）

(ｳ)　競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(ｴ)　入札金額（参考　１年間の予定総額）及び入札金額を１年間の予定使用電力量で割った額

(ｵ)　基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(ｶ)　電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(ｷ)　割引料金（月額）

(ｸ)　「消費税法第９条第１項の適用について」は、該当の数字を〇印で囲むこと。

（注）　記載するに当たって、次の点に注意すること。

１　「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

２　外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。

３　入札金額の訂正は認めない。

４　本入札書に記載する入札金額(参考　１年間の予定総額)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった１年間の予定総額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

エ　入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。

ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考　１年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はＡ４サイズ（定型）とし、２ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

(ｱ)　標題「入札附属書（入札書積算内訳　第何回）」

(ｲ)　年月日「令和７年１月〇〇日」（提出日を記入すること。）

(ｳ)　競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）

(ｴ)　仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）

(ｵ)　予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法

(ｶ)　割引がある場合、その割引料金及び積算方法

(ｷ)　各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額

(ｸ)　１年間の予定使用電力量、予定総額

(ｹ)　履行期間（１年間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額（履行期間の予定総額（上段））及び当該合計金額の１１０分の１００に相当する金額（履行期間の予定総額（下段）（入札書記載の入札金額））

（注）　記載するに当たって、次の点に注意すること。

１　「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。

２　基本料金及び電力量料金の単価には、１円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に１円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。

３　別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

⑷　入札書及び入札附属書の提出方法等

ア　入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所に「〆」などを記入して封字し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和７年１月３０日開札（広島市水道局基町庁舎で使用する電気）の第１回入札書在中」の旨を記載し、前記２（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記⑵）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第１回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第２回目、第３回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること（開札に立ち会わない場合で、入札回数に相応する入札書及び入札附属書が同封されていない場合は、相応する入札に参加していない扱いとする。）。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ　入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は３回を限度とするので、入札回数に相応する３通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「〆」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和７年１月３０日開札（広島市水道局基町庁舎で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和７年１月３０日開札（広島市水道局基町庁舎で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記２（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記９⑵）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ　入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

⑸　無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア　本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記４⑵の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ　一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　入札金額を訂正したもの

エ　再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ　その他広島市水道局契約規程第１０条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第１号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ　物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年広島市水道局規程第１１号）第７条第５項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

⑹　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時までに提出すること（外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。）。

イ　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

⑺　入札回数

３回を限度とする。

⑻　入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

⑼　入札方法

ア　入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった１年間の予定総額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

イ　入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ　落札の決定に当たっては、総価により行う。

⑽　契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に１円未満の端数を含むことができる。）で行う。

⑾　燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額（以下「燃料費等調整額」という。）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札金額に含まないものとして入札すること。

なお、燃料費等調整額については、契約書（案）のとおり、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。

10　開札

⑴　開札の日時及び場所

令和７年１月３０日（木）　午前１０時

広島市水道局基町庁舎１０階　入札室

⑵　開札

ア　入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、１名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ　入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ　開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

⑶　落札者の決定方法

ア　本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。

ウ　他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第１２条第３号、第３４条第７号）

⑶　契約手続における交渉の有無

無

⑷　契約書の作成等

ア　落札者は、落札決定した日から５日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ　落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の１００分の５）を支払うものとする。

ウ　契約書は２通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各１通を保有する。

エ　契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ　本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。

⑸　契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

⑹　本件公告に示した契約は、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

⑺　本調達は、１９９４年4月１５日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び２０１２年3月３０日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第２０条及び改正協定第１８条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契　約　書（案）

広島市（以下、「発注者」という。）と、○○○○株式会社（○○○○部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局基町庁舎で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局基町庁舎で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は、次のとおりとする。

基本料金単価	○，○○○．○○円／kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金単価	○○．○○円／kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

２　受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第３条　契約期間は、令和７年○月○○日から令和８年３月３１日までとする。（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第４条　履行期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第５条　発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第７条　発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第８条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が５００kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

２　前項の規定により契約電力が５００kW を超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第９条　毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第１０条　電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

２　基本料金は、契約電力に第２条第１項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3　電力量料金は、前条により読み取った１月の使用電力量に第２条第１項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、その実施等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

4　再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年８月３０日法律第１０８号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第１１条　受注者は、第９条に定めた検査終了後、前条により算定した額を１か月毎に請求するものとする。（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2　発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3　発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第２条第６項の不当な取引制限をし、同法第３条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第７条又は第７条の２の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

⑵　この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

⑶　その他この契約に係る入札に関して、受注者が前２号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

⑷　この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第１９８条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2　受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第１０条第１項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の２０パーセント（ただし、前項第４号に該当するときは、１０パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3　前２項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第１３条　発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

⑵　受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

⑶　本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

⑷　警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第２条第８項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア　暴力団等排除措置要綱第２条第１項に規定する暴力団

イ　暴力団等排除措置要綱第２条第２項に規定する暴力団員等

ウ　暴力団等排除措置要綱第２条第３項に規定する暴力団経営支配法人等

エ　暴力団等排除措置要綱第２条第４項に規定する被公表者経営支配法人等

オ　暴力団等排除措置要綱第２条第５項に規定する暴力団関係者

⑸　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　受注者は、前項第３号から第５号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

３　受注者は、第１項第３号から第５号の規定により契約を解除されたときは、第１０条第１項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の１０パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

（契約解除後の処理）

第１４条　契約が解除された場合には、第１条の義務は消滅する。

２　発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。

⑴　契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を１か月３０日として按分した額。

⑵　同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第２条第１項の電力量料金単価を乗じて得た額。

３　前項の支払は、第１１条に従うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１５条　受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等をいう。第４項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

４　受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

５　受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

（守秘義務）

第１６条　発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

２　発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

（特約事項）

第１７条　本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うこ

とがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

（その他）

第１８条　本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

２　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年〇月〇〇日

発注者　広島市中区基町９番３２号
広島市
代表者　広島市水道事業管理者
広島市水道局長　村上　裕之　印

受注者　〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
職名　　氏名　印

仕　様　書

区　分	仕　様　内　容
需 要 場 所 等	広島市中区基町９番３２号　広島市水道局基町庁舎
受　電　設　備	広島市水道局基町庁舎地下１階電気室内
業 種 及 び 用 途	業務用（事務所）
供 給 電 気 方 式	交流３相３線式
標　準　電　圧	６，０００Ｖ
標 準 周 波 数	６０Ｈｚ
受　電　方　式	１回線受電
契　約　電　力	５０５ｋＷ （契約上使用できる最大電力をいい、３０分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）
標　準　力　率	１００％
予定使用電力量	１，４９０，０００ｋＷｈ／年
使　用　期　間	令和７年４月１日　０：００　～　令和８年３月３１日　２４：００
検　針　方　法	自動検針記録（検針日は原則毎月１日）
電　力　量　計 （自動検針装置）	製造メーカー：富士通電機メーター株式会社 型　　式：ＦＰ３Ｅ１５－Ｒ（パルス５０，０００pulse／kWh） （電子式精密電力計通信機能付）
需　給　地　点	庁舎敷地内に本局が設置した開閉器箱内の断路器の負荷側接続点 （開閉器箱及び断路器の所有は中国電力株式会社）
保安責任分界点	需給地点に同じ。
財 産 分 界 点	需給地点に同じ。
事故・災害時の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局基町庁舎への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ　の　他	・自動力率調整（中央監視盤による制御）を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。

別紙1

令和５年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：ｋＷｈ）

区分	4月10日	5月17日	6月19日	7月31日	8月22日	9月4日	10月26日	11月6日	12月1日	1月9日	2月6日	3月21日
0:00	48	72	72	72	72	48	96	94	91	84	72	80
1:00	48	72	48	72	72	72	120	91	91	82	74	76
2:00	48	72	72	48	48	72	96	91	92	84	79	80
3:00	48	72	48	72	72	72	96	91	96	81	80	76
4:00	48	72	72	72	72	48	120	94	93	82	81	80
5:00	72	72	72	96	120	96	120	108	101	96	87	88
6:00	96	96	96	120	192	192	120	132	127	180	144	168
7:00	144	144	168	240	288	264	168	185	190	247	172	236
8:00	288	264	336	384	456	408	264	259	329	355	339	333
9:00	288	288	384	432	456	432	264	283	355	355	343	339
10:00	288	288	408	456	456	432	264	281	341	358	329	355
11:00	312	288	408	456	480	456	312	300	343	365	338	369
12:00	288	408	408	456	456	456	264	293	333	345	322	358
13:00	288	408	384	480	480	432	312	309	341	363	343	372
14:00	288	408	384	432	456	456	288	295	331	331	331	355
15:00	264	432	408	456	456	432	288	296	324	324	334	334
16:00	288	408	360	432	456	432	288	292	329	322	333	326
17:00	264	288	360	408	408	408	240	269	298	283	281	269
18:00	192	192	264	312	360	360	240	233	240	230	235	170
19:00	192	192	216	288	312	312	192	209	213	202	197	152
20:00	168	144	168	264	264	288	192	173	185	192	180	134
21:00	144	120	144	168	192	192	144	141	147	153	147	127
22:00	72	72	72	96	72	96	96	94	108	101	110	101
23:00	48	96	48	48	72	72	96	89	105	87	103	82
合計	4,224	4,968	5,400	6,360	6,768	6,528	4,680	4,702	5,203	5,302	5,054	5,060

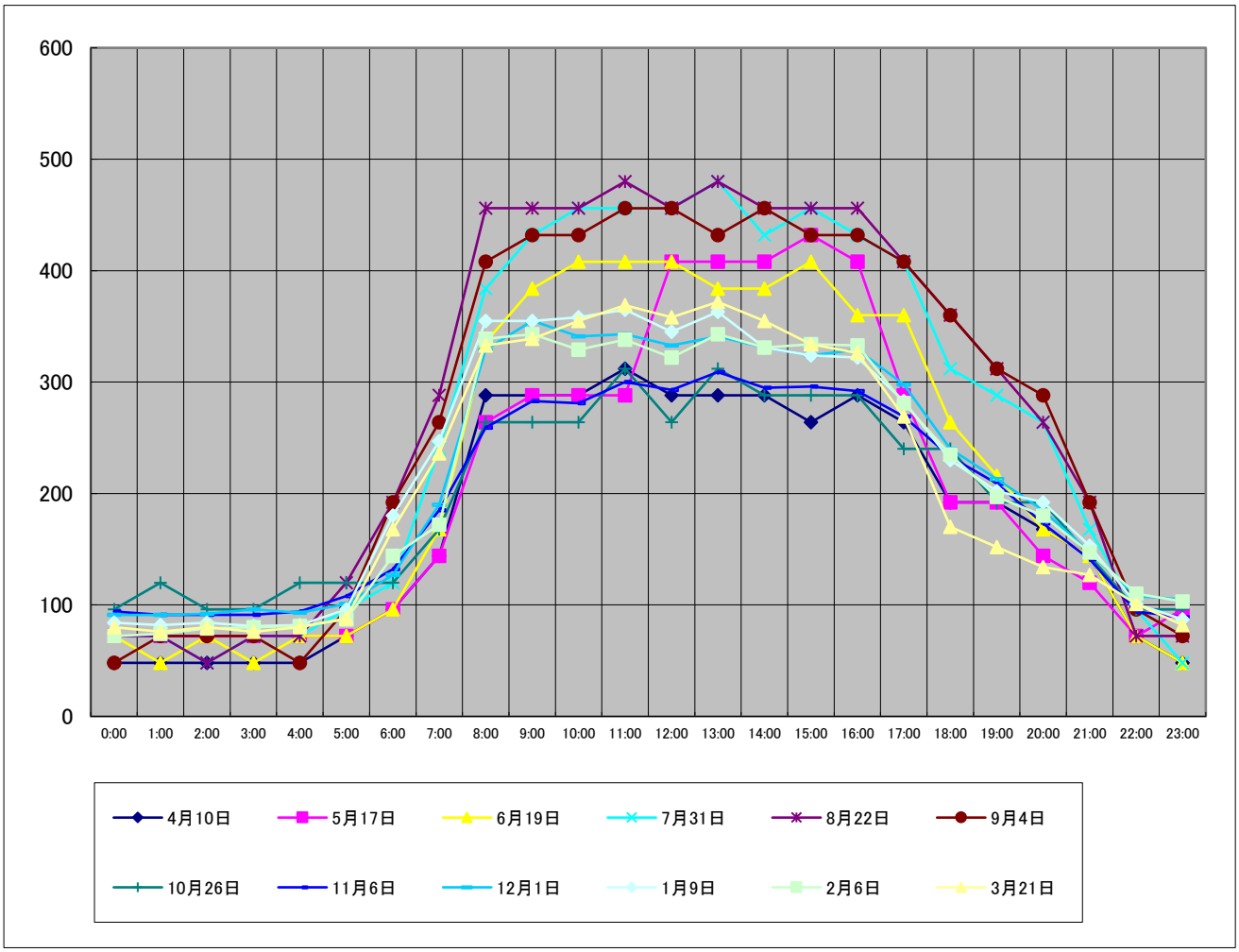

別紙2

令和６年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：ｋＷｈ）

区分	4月9日	5月27日	6月17日	7月30日	8月5日	9月18日	10月1日					
0:00	74	87	82	86	84	84	91					
1:00	74	86	82	87	84	84	94					
2:00	77	89	81	81	84	87	91					
3:00	75	86	79	87	84	91	96					
4:00	76	89	84	91	89	91	96					
5:00	84	98	92	101	91	101	103					
6:00	101	125	180	235	238	242	219					
7:00	120	180	252	338	348	336	249					
8:00	264	271	384	427	439	418	365					
9:00	279	293	408	442	468	439	379					
10:00	276	379	412	442	468	439	382					
11:00	288	384	428	465	482	461	403					
12:00	268	372	405	447	471	449	379					
13:00	293	394	413	456	475	444	401					
14:00	269	384	403	446	461	396	391					
15:00	269	389	396	446	463	413	391					
16:00	261	389	384	442	463	444	382					
17:00	245	264	310	341	430	410	314					
18:00	219	237	269	305	376	375	250					
19:00	206	216	237	266	322	326	216					
20:00	180	190	211	228	290	314	202					
21:00	149	165	152	173	231	243	144					
22:00	84	113	100	84	132	108	84					
23:00	81	99	99	84	86	96	81					
合計	4,312	5,379	5,943	6,600	7,159	6,891	5,803	0	0	0	0	0

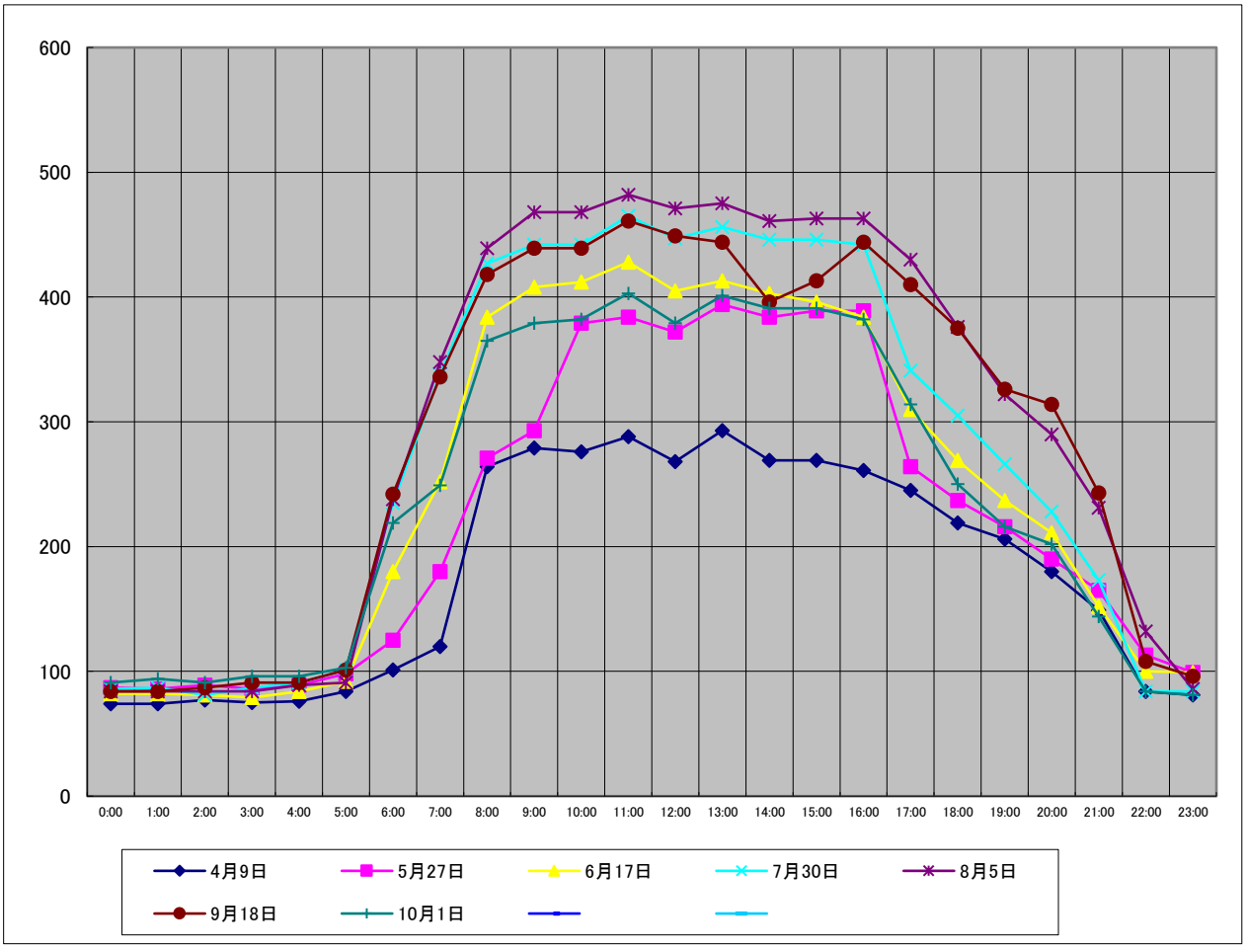

使用予定電力量及び実績

別紙３

１　使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和７年度	使用量見込	時間帯別累計																						
	(kWh)	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
４月	100,000	1,600	1,600	1,500	1,600	1,600	1,800	2,300	3,200	6,200	6,800	6,800	7,100	6,700	7,000	6,700	6,700	6,500	5,900	4,300	4,100	3,600	2,900	1,900	1,600
５月	106,000	1,900	1,900	1,900	1,900	2,000	2,100	2,500	3,500	6,200	6,600	6,800	7,000	7,100	7,500	7,100	7,100	6,900	6,100	4,600	4,200	3,700	3,100	2,100	2,200
６月	125,000	1,900	2,000	1,900	1,900	1,900	2,200	2,700	3,700	7,400	8,300	8,800	9,000	9,000	9,100	8,900	9,000	8,600	7,400	5,500	4,700	3,800	3,200	2,000	2,100
７月	154,000	2,300	2,400	2,300	2,600	2,300	2,700	4,100	6,000	9,500	10,200	10,400	10,800	10,500	10,600	10,400	10,300	10,300	9,200	6,900	6,000	5,200	4,000	2,500	2,500
８月	166,000	2,200	2,100	2,100	2,200	2,200	2,600	4,700	7,000	10,900	11,400	11,400	11,800	11,400	11,500	11,200	11,200	11,100	10,000	7,500	6,600	5,800	4,300	2,500	2,300
９月	146,000	1,900	2,000	1,900	2,000	1,900	2,300	3,900	6,200	9,400	10,300	10,200	10,500	10,100	10,300	10,100	10,000	9,800	8,600	6,300	5,500	4,800	3,700	2,200	2,100
１０月	112,000	2,300	2,400	2,300	2,400	2,400	2,500	3,100	4,000	6,200	6,700	6,800	7,200	6,900	7,400	7,100	7,100	6,800	6,200	5,000	4,700	4,100	3,400	2,500	2,500
１１月	105,000	2,600	2,600	2,600	2,600	2,700	2,800	3,200	3,900	5,700	6,200	6,400	6,600	6,200	6,700	6,100	6,100	6,000	5,200	4,400	4,000	3,600	3,200	2,800	2,800
１２月	122,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,500	2,500	3,300	4,700	7,800	8,100	8,000	8,100	7,700	8,000	7,700	7,600	7,500	6,600	5,000	4,500	4,200	3,500	2,600	2,500
１月	123,000	2,300	2,300	2,300	2,300	2,400	2,500	3,600	4,900	7,700	8,100	7,900	8,200	7,800	8,100	7,800	7,700	7,600	6,700	5,200	4,600	4,200	3,600	2,700	2,500
２月	114,000	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	2,300	3,200	4,200	7,200	7,600	7,500	7,600	7,400	7,700	7,300	7,200	7,100	6,200	4,800	4,200	3,800	3,200	2,400	2,300
３月	117,000	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,500	3,400	4,500	7,300	7,600	7,500	7,700	7,500	7,800	7,400	7,300	7,200	6,300	4,800	4,300	3,900	3,400	2,600	2,500
合計	1,490,000	25,800	26,100	25,700	26,400	26,400	28,800	40,000	55,800	91,500	97,900	98,500	101,600	98,300	101,700	97,800	97,300	95,400	84,400	64,300	57,400	50,700	41,500	28,800	27,900

２　使用電力量及び最大需要量の実績

令和５年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
４月分	97,944	314
５月分	108,240	425
６月分	117,456	425
７月分	148,728	485
８月分	164,976	487
９月分	142,968	466
１０月分	114,216	331
１１月分	106,121	374
１２月分	124,318	382
１月分	125,962	398
２月分	116,621	355
３月分	120,562	374
合計	1,488,112	

令和６年度

使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
107,172	300
114,394	403
134,105	427
161,976	490
171,912	504
157,414	473
115,099	415
－	－
－	－
－	－
－	－
－	－
962,072	

日別・時間別使用電力量の実績

別紙4

令和6年8月

（単位 ： kwh）

8月分	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	総合計
00:00～01:00	84	84	81	87	84	87	146	84	154	82	82	82	84	84	87	86	84	81	87	86	89	89	86	84	82	86	84	87	81	156	144	2,884
01:00～02:00	84	84	84	84	84	86	142	84	156	86	81	81	84	84	91	87	81	84	84	84	84	88	87	86	84	87	84	84	82	153	144	2,885
02:00～03:00	84	84	87	86	84	86	144	82	153	84	87	82	81	84	86	86	84	79	84	84	91	92	84	84	84	84	84	86	84	154	142	2,880
03:00～04:00	84	84	84	84	84	87	146	86	154	84	89	82	84	89	87	87	87	84	89	86	94	91	89	84	86	91	86	87	84	156	153	2,942
04:00～05:00	89	84	86	84	89	89	147	87	156	84	84	86	82	86	93	88	86	82	88	89	93	93	91	87	84	89	87	91	84	165	151	2,974
05:00～06:00	89	88	89	89	91	86	146	93	156	87	86	89	86	101	91	92	89	82	99	99	96	96	108	86	87	96	110	98	93	164	152	3,114
06:00～07:00	235	197	120	86	238	108	235	214	225	146	113	98	125	238	200	235	91	98	230	232	226	238	242	154	101	211	235	250	236	254	156	5,767
07:00～08:00	331	334	166	159	348	204	334	334	339	173	161	154	274	333	321	348	168	156	343	351	333	341	334	170	172	329	332	348	326	324	165	8,505
08:00～09:00	425	429	201	189	439	295	429	420	420	192	175	189	391	427	415	432	204	180	430	432	425	439	446	214	202	427	420	432	398	379	180	10,676
09:00～10:00	449	449	221	195	468	327	447	444	432	189	194	207	405	442	432	456	214	185	415	441	442	470	463	228	218	444	439	453	420	399	183	11,171
10:00～11:00	446	451	226	187	468	333	451	441	439	192	197	194	408	439	432	456	221	185	418	447	441	471	466	233	214	446	437	461	418	391	182	11,191
11:00～12:00	470	473	225	187	482	365	475	463	463	202	194	202	430	456	452	456	230	192	475	465	473	494	485	232	202	463	456	473	434	413	185	11,667
12:00～13:00	454	459	219	199	471	362	459	449	444	194	190	206	422	449	446	429	228	192	456	449	449	485	468	228	199	449	441	458	418	398	189	11,359
13:00～14:00	461	465	223	209	475	348	465	459	454	200	209	197	423	449	451	428	223	194	470	478	466	490	475	231	197	454	466	464	422	403	185	11,534
14:00～15:00	449	454	221	209	461	329	451	444	441	192	204	187	413	434	437	424	228	190	464	465	451	475	458	235	194	444	449	446	408	389	187	11,233
15:00～16:00	446	456	220	197	463	331	447	448	437	192	199	190	408	439	442	440	226	172	458	461	449	482	464	228	194	439	458	451	411	391	185	11,224
16:00～17:00	449	451	224	185	463	267	451	444	435	194	185	199	422	423	424	453	218	178	446	449	446	463	456	218	192	439	449	439	408	389	185	11,044
17:00～18:00	338	353	194	177	430	199	334	363	400	180	189	190	403	324	329	413	195	185	348	336	329	372	405	185	176	334	348	296	333	288	173	9,119
18:00～19:00	281	266	118	166	376	173	235	312	308	168	173	148	319	223	288	353	172	91	296	286	218	300	288	171	170	293	295	196	308	228	177	7,396
19:00～20:00	252	233	93	103	322	161	199	276	247	134	151	142	264	187	259	276	113	84	264	249	199	274	219	132	156	247	266	178	266	206	166	6,318
20:00～21:00	226	214	89	89	290	151	194	261	223	87	84	98	238	171	281	240	89	84	244	243	200	252	206	88	132	216	248	158	190	185	122	5,593
21:00～22:00	158	158	86	89	231	113	154	236	175	86	87	84	178	158	202	180	84	86	171	196	160	180	182	84	91	158	182	128	168	156	87	4,488
22:00～23:00	84	86	87	84	132	148	84	160	94	84	84	82	86	86	91	93	84	87	86	92	92	94	118	84	89	89	96	84	156	149	81	3,046
23:00～24:00	82	87	81	86	86	147	86	154	86	84	86	82	84	89	84	87	82	81	87	91	91	86	84	84	89	84	86	84	156	144	82	2,902
合　計	6,550	6,523	3,525	3,310	7,159	4,882	6,801	6,838	6,991	3,396	3,384	3,351	6,194	6,295	6,521	6,725	3,581	3,112	6,632	6,691	6,444	6,955	6,804	3,710	3,495	6,499	6,638	6,332	6,384	6,434	3,756	171,912

令和6年10月

△月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	総合計
00:00～01:00	91	79	75	79	122	120	122	79	84	84	79	77	69	43	50	53	53	56	52	56	52	52	53	50	50	51	53	53	50	53	51	2,091
01:00～02:00	94	80	79	77	122	122	123	80	84	84	77	79	58	44	50	52	53	52	53	55	51	51	52	53	50	53	50	51	53	50	50	2,082
02:00～03:00	91	79	74	77	123	122	122	79	84	84	79	77	50	40	51	53	52	53	55	53	50	53	51	50	53	52	50	48	53	51	53	2,062
03:00～04:00	96	79	77	124	122	120	123	77	89	84	82	77	46	46	48	53	56	53	56	48	51	52	53	53	53	53	51	50	52	52	55	2,131
04:00～05:00	96	82	79	125	127	123	124	81	88	82	84	81	46	46	50	55	57	58	57	50	52	53	55	55	55	51	50	55	56	56	55	2,184
05:00～06:00	103	96	96	139	128	120	140	99	104	91	91	79	48	52	58	65	63	67	60	53	70	72	69	68	67	55	53	70	69	67	65	2,477
06:00～07:00	219	187	111	156	134	122	170	117	120	115	118	99	50	75	67	94	93	96	65	53	101	91	92	93	89	62	55	101	94	91	89	3,219
07:00～08:00	249	252	141	188	142	135	223	144	141	146	144	105	60	67	166	127	125	125	84	57	141	128	122	118	123	70	72	146	117	113	117	4,088
08:00～09:00	365	357	252	300	170	141	312	267	257	260	259	118	77	91	252	252	252	249	142	63	245	242	242	240	232	81	79	238	236	228	233	6,732
09:00～10:00	379	377	271	321	192	156	276	288	278	278	281	125	91	118	271	271	281	271	158	62	264	269	260	259	260	87	75	264	256	249	252	7,240
10:00～11:00	382	324	274	319	247	166	214	280	276	281	276	125	94	129	266	269	365	300	158	72	267	261	256	262	252	86	74	254	250	255	257	7,291
11:00～12:00	403	343	293	336	257	173	216	298	293	295	295	124	100	132	283	312	381	411	166	74	280	272	276	268	271	94	75	269	264	266	269	7,789
12:00～13:00	379	334	273	327	254	177	206	281	281	283	274	128	108	132	276	393	372	391	168	75	267	259	262	260	259	91	62	254	250	262	249	7,587
13:00～14:00	401	341	293	341	248	175	216	293	293	291	295	122	113	135	286	406	387	408	163	86	276	266	276	273	271	101	79	274	271	273	272	7,925
14:00～15:00	391	281	286	324	249	159	216	280	276	280	281	132	113	129	271	396	386	391	156	99	266	264	264	269	264	91	84	266	254	262	256	7,636
15:00～16:00	391	273	290	331	257	146	214	281	283	284	283	134	110	128	267	394	394	394	147	96	267	267	264	264	262	91	94	262	262	266	260	7,656
16:00～17:00	382	276	286	324	259	144	269	281	278	280	278	135	94	122	268	386	391	389	144	103	261	256	259	257	257	89	86	259	261	264	254	7,592
17:00～18:00	314	243	247	297	238	147	256	242	252	252	243	117	79	86	243	250	266	340	110	93	231	238	228	235	225	82	65	226	231	216	233	6,525
18:00～19:00	250	148	216	267	163	146	224	221	195	233	228	113	63	60	151	158	214	209	82	84	148	185	173	197	171	74	58	194	189	125	192	5,131
19:00～20:00	216	118	192	235	146	139	177	204	144	226	204	79	60	58	197	115	189	192	81	65	104	165	156	182	141	53	50	180	180	99	170	4,517
20:00～21:00	202	113	163	211	125	130	163	185	117	189	172	0	52	58	177	101	156	159	67	65	88	152	134	144	123	50	50	163	154	86	135	3,884
21:00～22:00	144	98	113	185	125	122	128	154	94	159	135	0	46	52	142	89	125	112	65	53	72	117	99	101	100	53	53	125	118	72	96	3,147
22:00～23:00	84	79	82	127	125	125	84	96	84	91	84	0	46	51	60	62	63	60	65	50	53	55	55	53	56	50	53	53	60	53	55	2,114
23:00～24:00	81	77	79	123	125	120	81	91	84	79	79	3	45	53	53	53	52	56	50	51	51	51	53	53	52	51	50	53	50	50	50	1,999
合　計	5,803	4,716	4,342	5,333	4,200	3,350	4,399	4,498	4,279	4,531	4,421	2,129	1,718	1,947	4,003	4,459	4,826	4,892	2,404	1,616	3,708	3,871	3,804	3,857	3,736	1,671	1,521	3,908	3,830	3,559	3,768	115,099